

水戸市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項に準じて、水戸市新清掃工場整備・運営事業実施方針を公表する。

平成27年3月27日

水戸市長 高橋 靖

---

水戸市新清掃工場整備・運営事業  
実 施 方 針

---

平成 27 年 3 月 27 日

水 戸 市

# 水戸市新清掃工場整備・運営事業 実施方針

## 目 次

---

|  |    |
|--|----|
| 第1章 事業内容に関する事項 .....                       | 1  |
| 第2章 事業者の募集及び選定に関する事項 .....                 | 5  |
| 第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 ..... | 12 |
| 第4章 公共施設の立地及び規模に関する事項 .....                | 13 |
| 第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 .....  | 14 |
| 第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....       | 15 |
| 第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....  | 16 |
| 第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....               | 17 |
| 別紙1 用語の定義（本文中に※印が記載された用語）                  |    |
| 別紙2 本件事業の事業スキームの概要                         |    |
| 別紙3 リスク分担表（案）                              |    |
| 別紙4 位置図                                    |    |

---

## 水戸市新清掃工場整備・運営事業に関する実施方針

水戸市（以下「本市」という。）は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的な事業の推進を図るため、水戸市新清掃工場整備・運営事業をDBO（Design：設計，Build：建設，Operate：運営）方式により実施する。

また、民間事業者の募集・選定等に係る事務手続きについては、公平性及び透明性の確保を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）等の規定に基づき進めていくこととし、ここに、事業の内容や募集方針を明らかにするための実施方針を定め、公表する。

### 第1章 事業内容に関する事項

#### 1 事業内容

##### (1) 事業名称

水戸市新清掃工場整備・運営事業（以下「本件事業」という。）

##### (2) 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

##### (3) 公共施設の管理者の名称

水戸市長 高橋 靖

##### (4) 事業予定地

茨城県水戸市下入野町字南散野地内

##### (5) 事業の目的

本件事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設であるごみ焼却施設\*及びリサイクルセンター\*（以下「新清掃工場」という。）の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営・維持管理を行い、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、将来にわたり安定したごみの適正処理を行うとともに、資源及びエネルギー回収を進めることを目的とする。

##### (6) 事業の内容

###### ア 事業方式

本件事業は、新清掃工場の設計・建設及び運営に係る業務を事業者\*が一括して行うDBO方式により実施する。本市は、新清掃工場の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、新清掃工場を所有する。

また、本市は、新清掃工場を30年間にわたって使用する予定であり、事業者は、30年間の使用を前提として本件事業を実施することとする。

なお、新清掃工場の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金\*の対象事業として実施することとする。

###### イ 契約の形態

本市は、本件事業の設計・建設業務及び運営業務\*を事業者に一括で行わせるため、基本契

約<sup>\*</sup>を事業者と締結する。また、本市は、基本契約に基づき、事業者のうち建設事業者<sup>\*</sup>と建設工事請負契約<sup>\*</sup>を、運営事業者<sup>\*</sup>と運営業務委託契約<sup>\*</sup>を、主灰資源化事業者<sup>\*</sup>と主灰資源化業務委託契約<sup>\*</sup>（主灰を外部資源化する処理方式の場合に限る。）を締結する。（別紙2「本件事業の事業スキームの概要」を参照のこと。）

#### ウ 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- (a) 事業期間 : 特定事業契約<sup>\*</sup>締結日から平成 52 年 3 月 31 日までの約 24 年間
- (b) 設計・建設期間 : 特定事業契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日までの約 4 年間
- (c) 運営期間 : 平成 32 年 4 月 1 日から平成 52 年 3 月 31 日までの 20 年間

#### エ 事業スケジュール（予定）

- (a) 実施方針の公表 平成 27 年 3 月 27 日
- (b) 特定事業の選定の公表 平成 27 年 5 月下旬
- (c) 入札公告 平成 27 年 7 月上旬
- (d) 入札提案書類<sup>\*</sup>の提出 平成 27 年 10 月下旬
- (e) 落札者<sup>\*</sup>の決定 平成 27 年 12 月下旬
- (f) 運営事業者の設立 落札者の決定後速やかに
- (g) 特定事業契約仮契約の締結 平成 28 年 2 月
- (h) 特定事業契約の締結 平成 28 年 3 月下旬
- (i) 設計・建設着手 平成 28 年 3 月下旬
- (j) 新清掃工場の完成及び引渡し 平成 32 年 3 月末
- (k) 供用開始 平成 32 年 4 月 1 日
- (l) 契約終了 平成 52 年 3 月 31 日

#### オ 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等<sup>\*</sup>に示す。なお、事業者は、事業期間を通じ、本市が行う行政手続等に対して協力する。

##### (a) 設計・建設業務

- ① 建設事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき、新清掃工場の設計・建設業務を行う。
- ② 建設については、土木及び外構工事、建築物<sup>\*</sup>及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事並びにその他関連工事を行う。
- ③ 新清掃工場の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、新清掃工場の試運転並びに引渡性能試験を行う。

##### (b) 運営業務

- ① 運営事業者は、本市と締結する運営業務委託契約に基づき、一般廃棄物（燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみ等）を受け入れ、要求水準書<sup>\*</sup>に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、新清掃工場の運営業務として運転管理業務、維持管理業務、環境保全業務、有効利用業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等を行う。
- ② 運営事業者は、受入対象物<sup>\*</sup>の受入及び計量を行うとともに、市民、許可業者又は排出事業者より直接搬入された受入対象物については、本市の規定に即した処理手数料の収受を代行するものとする。
- ③ 運営事業者は、ごみ焼却施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電等を行

い、新清掃工場内で有効利用するとともに、余剰電力を第三者に販売するものとする。余剰電力に係る収入については、本市の収入とする。

- ④ 運営事業者は、ごみ焼却施設より発生した主灰又はスラグ<sup>\*</sup>・メタル<sup>\*</sup>の全量を利活用するため、利活用計画の立案、積み込み、運搬、売却先の選定及び売却を行うものとする。なお、主灰資源化物<sup>\*</sup>の売却代金は主灰資源化事業者に、スラグ・メタルの売却代金は運営事業者<sup>\*</sup>に帰属する。
- ⑤ 運営事業者は、新清掃工場での処理等により発生した資源物<sup>\*</sup>、乾電池、蛍光灯、小型家電等を施設内に適切に貯留・保管し、本市に引き渡す。なお、その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- ⑥ 運営事業者は、リサイクルセンターから発生した、可燃残さ<sup>\*</sup>をごみ焼却施設へ搬送し、焼却処理<sup>\*</sup>するものとする。なお、不燃残さ<sup>\*</sup>の焼却処理は、提案によるものとする。
- ⑦ 運営事業者は、新清掃工場にて発生した最終処分物<sup>\*</sup>を施設内に適切に貯留・保管した後、最終処分場に運搬する。
- ⑧ 運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、本市と連携して適切な対応を行う。
- ⑨ 運営事業者は、新清掃工場の見学希望者等について、本市と連携して適切な対応を行う。

#### カ 本市が行う業務範囲

本市が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。

##### (a) 用地の準備

本市は、本件事業を実施するための用地を確保するとともに、粗造成までの造成工事を実施し、建設事業者<sup>\*</sup>に引き渡すものとする。

##### (b) 環境影響評価の実施

本市は、環境影響評価を実施する。

(「水戸市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」として平成26年5月作成済)

##### (c) 処理対象物<sup>\*</sup>の搬入

本市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

##### (d) 資源物等の資源化

本市は、新清掃工場において、運営事業者から資源物、乾電池、蛍光灯、小型家電等を受け取り、民間の資源化事業者<sup>\*</sup>に運搬し、資源化を行う。なお、資源物の売却代金は、本市に帰属する。

##### (e) 本件事業のモニタリング

本市は、本件事業の設計・建設及び運営の各段階において、実施状況のモニタリングを行う。

##### (f) 住民への対応

本市は、周辺住民からの意見や苦情について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

##### (g) 施設見学者への対応

本市は、新清掃工場の見学希望者等について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。なお、行政視察等の対応は、本市にて行う。

##### (h) 設計・建設費及び業務委託料の支払い

本市は、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）に基づき、設計・建設費を建設事業者<sup>\*</sup>へ、運営業務委託料を運営事業者<sup>\*</sup>へ、主灰資源化業務委託料を主灰資源化事業者<sup>\*</sup>に支払う。

##### (i) 本件事業に必要な手続き

本市は、本件事業を実施する上で必要な、循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種手続きを行う。

(j) その他これらを実施する上で必要な業務

キ 事業者の収入

(a) 本市が支払う対価

① 本件事業の設計・建設業務\*に係る対価

本市は、本件事業の設計・建設業務に係る対価について、建設業者に支払う。

② 本件事業の運營業務に係る対価

本市は、本件事業の運營業務に係る対価について、固定費用と変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

③ 主灰の資源化業務に係る対価（ストーカ方式（主灰の外部資源化）の場合）

本市は、本件事業の主灰資源化業務に係る対価について、変動費用（主灰搬出量に応じて変動）を主灰資源化業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

(b) その他の収入

主灰資源化物の売却代金は主灰資源化事業者、スラグ・メタルの売却代金は運営事業者の収入とする。

ク 法令等の遵守

本市及び事業者は、本件事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）のほか、必要な関係法令、条例、規則及び要項等を遵守しなければならない。

## 2 特定事業の選定及び公表

本市は、次のPFI法等に定められる考え方・手順に従い、本件事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定基準

本件事業をPFI法等に則って実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できるときは、本件事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

本市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

## 第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

本市は、本件事業への参加を希望する事業者を公募し、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により事業者を選定するものとする。

### 2 事業者の募集及び選定の手順（予定）

#### (1) 事業者の募集・選定スケジュール

本件事業における事業者の募集・選定スケジュールは次のとおりである。

| 時 期                  | 内 容                     |
|----------------------|-------------------------|
| 平成27年3月27日           | 実施方針の公表                 |
| 平成27年3月27日<br>～4月10日 | 実施方針に関する質問・意見の受付        |
| 平成27年4月24日           | 実施方針に関する質問の回答           |
| 平成27年5月下旬            | 特定事業の選定・公表              |
| 平成27年7月上旬            | 入札公告<br>入札説明書等の公表       |
| 平成27年7月下旬            | 入札説明書等に関する質問の受付(第1回)    |
| 平成27年8月上旬            | 入札説明書等に関する質問の回答(第1回)    |
| 平成27年8月上旬            | 参加表明書, 参加資格審査申請書等の書類の受付 |
| 平成27年8月中旬            | 資格審査結果の通知               |
| 平成27年9月上旬            | 対面的対話の実施                |
| 平成27年9月中旬            | 入札説明書等に関する質問の受付(第2回)    |
| 平成27年9月下旬            | 入札説明書等に関する質問の回答(第2回)    |
| 平成27年10月下旬           | 入札提案書類の受付               |
| 平成27年12月中旬           | 入札提案書類に関するヒアリング, 審査     |
| 平成27年12月下旬           | 落札者の決定及び公表              |
| 平成28年1月              | 基本協定 <sup>*</sup> 締結    |
| 平成28年2月              | 特定事業契約仮契約締結             |
| 平成28年3月下旬            | 特定事業契約締結                |

#### (2) 入札手続き等

##### ア 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

##### (a) 受付期間

平成27年3月27日（金）～平成27年4月10日（金）午後5時まで

##### (b) 提出方法等

##### ① 提出先

水戸市 市民環境部 ごみ対策課 新ごみ処理施設整備室

（平成27年4月1日以降は、水戸市 生活環境部 新ごみ処理施設整備課）

##### ② 提出方法

実施方針に対する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、E-mailにより提出することとする。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成すること



とする。

③ 電子メールアドレス

garbage-seibi@city.mito.lg.jp

(c) 回答方法

実施方針に関する質問への回答は、平成27年4月24日(金)に本市のホームページにて公表する。

(d) その他

「質問」として提出された場合であっても、本市にて記載内容が「意見」とであると判断した場合には、「意見」として取扱い、また、「質問」の内容が本件事業の実施に直接関係がない場合は、回答を差し控える。

イ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、PFI法等に則って実施することが適切であると認めた場合、本件事業を特定事業として選定し、平成27年5月下旬に公表する。

ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、本件事業を特定事業として選定した場合、入札公告を行い、平成27年7月上旬に事業者の募集を開始する。また、同日、入札説明書等を本市のホームページ等にて公表する。

エ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に記載された内容について質疑応答を行う。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

オ 参加資格審査申請書等の書類の受付、資格審査結果の通知

本件事業の入札参加希望者に、参加表明書、参加資格審査申請書等の資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、資格審査の結果は入札参加希望者に通知する。書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

カ 対面的対話の実施

本市は、本件事業に係る入札提案書類の受付に先立ち、入札参加者\*との対面的対話の実施を予定している。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

キ 入札提案書類の受付

本件事業に係る入札提案書類を平成27年10月下旬に受け付ける。入札提案書類の審査にあたり、本市が必要であると判断した場合、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

ク 落札者の決定及び公表

入札提案書類については、水戸市新ごみ処理施設事業者選定評価委員会（以下「評価委員会」という。）において総合評価の方法により、最優秀提案者を選定する。本市は、評価委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

### (3) 特定事業契約の締結

本市は、落札者との間で基本協定を締結し、特定事業契約内容の詳細について協議する。当該協議に基づき、落札者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社の形態により本件事業を実施するための運営事業者を設立し、本市は、本件事業に係る基本契約を事業者と、基本契約に基づき、建設工事請負契約を建設事業者と、運營業務委託契約を運営事業者と、必要により主灰資源化業務委託契約を主灰資源化事業者と平成 28 年 3 月下旬に締結する。なお、建設工事請負契約については、市議会の議決を経るものとする。

## 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員<sup>\*</sup>」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業<sup>\*</sup>」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業<sup>\*</sup>」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。

イ 設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体を組成する全ての者）は、構成員とならなければならない。また、運營業務において、運営事業者から直接、「運転管理業務」、「維持管理業務」の業務の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。

ウ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。

エ 入札参加者は、「第 2 章 3 (2) イ 新清掃工場のプラント設備<sup>\*</sup>の設計・建設を行う者の要件 (a)」を満たす 1 者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資比率 50% 超）になるものとする。また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の中で唯一最大の出資者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。

オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りでない。

カ 入札参加者の構成企業が、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。ただし、主灰の資源化を行う者（主灰資源化事業者）については、この限りでない。

キ 入札参加者の構成企業のいずれかと財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

※ その他本市が必要と認める入札参加者の構成等は、入札説明書等において明記する。

### (2) 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、本件事業の設計・建設及び運營業務を行う者として、次のアからエの要件を満たす者で構成すること。なお、1 者で複数の要件を満たす場合は、当該 1 者のみで複数の要件に係る業務にあたることが可能である。

ア 新清掃工場の建築物の設計・建設を行う者の要件

新清掃工場の建築物の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たす者を含む構成企業とすること。

- (a) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (c) 建設業法における建築一式工事に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- (d) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設（平成 17 年 4 月以降に稼働した施設に限る。）で全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の受注実績を有すること。
- (e) 参加表明書の提出期限日において、水戸市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。

イ 新清掃工場のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

新清掃工場のプラント設備の設計・建設を行う者は、次に掲げる者を含む構成企業とすること。

- (a) 平成 17 年 4 月以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（処理方式は、入札参加者が本件事業で提案する方式と同一方式とし、処理能力 200t/日以上かつ複数炉構成とする。）のプラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として 2 件以上有し、次の全ての要件を満たす者
  - ① 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - ② 建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
  - ③ 建設業法における清掃施設工事に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
  - ④ 参加表明書の提出期限日において、水戸市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (b) 平成 17 年 4 月以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、燃えないごみ、粗大ごみ及び資源ごみを処理対象物とするリサイクルセンター（複数の施設にて全ての処理対象物を取り扱った実績を有していれば足りる。）のプラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として有し、次の全ての要件を満たす者
  - ① 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - ② 建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事又は機械器具設置工事につき特定建設業の許可を受けていること。
  - ③ 建設業法における清掃施設工事又は機械器具設置工事に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
  - ④ 参加表明書の提出期限日において、水戸市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事又は機械器具設置工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。

ウ 新清掃工場の運営を行う者の要件

新清掃工場の運営を行う者は、次に掲げる者を含む構成企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（「運転管理業務」、「維持管理業務」）を担う者が、(a), (b) を満たすこと。

(a) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（処理方式は、入札参加者が本件事業で提案する方式と同一方式とし、処理能力200t/日以上かつ複数炉構成とする。）における1年間以上の運転管理実績を元請として有し、次の全ての要件を満たす者

- ① ごみ処理施設の廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（処理方式は、入札参加者が本件事業で提案する方式と同一方式とし、処理能力200t/日以上かつ複数炉構成とする。）の現場総括責任者としての経験を有する者を本件事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。
- ② ごみ焼却施設の運営にあたり、運営事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(b) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、燃えないごみ、粗大ごみ及び資源ごみを処理対象物とするリサイクルセンター（複数の施設にて全ての処理対象物を取り扱った実績を有していれば足りる。）における1年間以上の運転管理実績を元請として有し、リサイクルセンターの運営にあたり、運営事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できる者

エ 主灰の資源化を行う者の要件（主灰を外部資源化する処理方式の場合に限る。）

主灰の資源化を行う者は、構成企業とするものとし、次の全ての要件を満たすこと。

- (a) 提案する主灰の資源化施設（セメント原料化施設等）について、1年間以上の運転実績を有すること。
- (b) 運営開始時に、提案する主灰の資源化施設において本業務を実施するために必要な許認可を取得していること。

※ その他本市が必要と認める各業務を行う者の要件は、入札説明書等において明記する。

### (3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 本市の最新の競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者。ただし、主灰の資源化を行う者（主灰を外部資源化する処理方式の場合に限る。）は、この限りでない。

ウ 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年水戸市規程第5号）第75条から第77条までの規定に基づく入札参加資格停止等の措置を受けている者

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）

ク 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者

ケ 清算中の株式会社で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者

コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の関係者及び不正に利益を得るためにその関係者を使用したり、その関係者に対し

て不当に利益を与えるなど社会的に非難されるべき関係を有している者

サ 国税又は地方税を滞納している者

シ 本件事業に係るアドバイザリー業務を受託している者、当該アドバイザリー業務を受託している者とアドバイザリー業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本件事業に関し、本市のアドバイザリー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

※その他本市が必要と認める構成企業の制限は、入札説明書等において明記する。

#### (4) 運営事業者の設立に関する要件

ア 落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに、運営事業者を設立すること。運営事業者は、会社法に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、運営期間に限り、無償で新清掃工場内に設置することを認めるものとする。

イ 運営事業者の目的は、本件事業の運営業務を実施するもののみであること。

ウ 運営事業者への出資は、落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。

エ 全ての出資者は、特定事業契約終了まで運営事業者の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

## 4 評価及び選定

### (1) 評価委員会の設置

入札提案書類の評価は、外部の学識経験者等で構成する評価委員会において行う。

### (2) 評価の手順及び方法

評価委員会は、落札者決定基準<sup>\*</sup>に従い、総合評価の方法により、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。本市は、評価委員会の評価結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は、入札公告時に公表する。

### (3) 結果の公表

本市は、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。

### (4) 著作権

入札提案書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、本市に帰属しない。ただし、公表、展示、その他本市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、本市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本件事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料，施工方法，運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は，提案を行った入札参加者が負うこととする。

## 第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 基本的考え方

本件事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、新清掃工場の設計・建設及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等で明示し、最終的には、特定事業契約で定める。

### 3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する施設の設計・建設及び運営についてモニタリングを行う。モニタリング方法、内容等については、入札説明書等で明示し、最終的には、特定事業契約で定める。

また、モニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設及び運営に係るサービスが特定事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、本市は、業務委託料等の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

## 第4章 公共施設の立地及び規模に関する事項

### 1 公共施設の立地

- (1) 所在地 茨城県水戸市下入野町字南散野地内
- (2) 敷地面積 約 8.6ha
- (3) 都市計画事項
- |          |   |
|----------|---|
| ア 都市計画区域 | 都市計画区域内(「ごみ処理場」として平成 26 年 5 月 都市計画決定済)            |
| イ 用途地域   | 指定なし  |
| ウ 防火地域   | 指定なし  |
| エ 高度地区   | 指定なし  |
| オ 建ぺい率   | 60%以内   |
| カ 容積率    | 200%以内  |
| キ 高さの制限  | 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)による斜線制限あり                  |
| ク 日影規制   | 建築基準法及び水戸市建築基準条例(平成 12 年水戸市条例第 7 号)による規制あり(10m 超) |
| ケ その他    | 埋蔵文化財として「散野遺跡」                                    |

### 2 施設の規模

- (1) 新設する施設の名称 水戸市新清掃工場
- (2) 整備する施設の種類 ごみ焼却施設, リサイクルセンター
- (3) ごみ焼却施設の概要
- |         |  |
|---------|--|
| ア 処理方式  | 入札参加者が提案するストーカ方式(灰溶融), ストーカ方式(主灰の外部資源化), シャフト式ガス化溶融方式又は流動床式ガス化溶融方式のいずれかの方式 |
| イ 処理能力  | 330 t/日(110 t/24h×3 炉)   |
| ウ 余熱利用  | 蒸気, 温水, 電力   |
| エ 処理対象物 | 燃えるごみ, 可燃残さ, 小動物の死骸, 焼却対象災害廃棄物(非定常的に発生)。なお, 不燃残さの焼却処理は, 提案によるものとする。        |
- (4) リサイクルセンターの概要
- |         |      |  |
|---------|------|--|
| ア 処理方式  | 破碎   | : 粗破碎+細破碎+磁力選別+アルミ選別+可燃物選別+不燃物選別+金属圧縮成型+保管 |
|         | 選別   | : 選別+圧縮梱包等+保管                              |
|         | 保管   | : 保管                                       |
| イ 処理能力  | 破碎設備 | : 24 t/日                                   |
|         | 選別設備 | : 31 t/日                                   |
|         | 保管設備 | : - (処理を伴わず, 保管のみを目的とする。)                  |
| ウ 処理対象物 | 破碎設備 | : 燃えないごみ, 粗大ごみ, 有害ごみ, 破碎対象災害廃棄物(非定常的に発生)   |
|         | 選別設備 | : びん・缶類, ペットボトル, プラスチック製容器包装, 白色トレイ        |
|         | 保管設備 | : 新聞, ダンボール, 紙パック, その他の紙類, 布類等             |



## 第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、特定事業契約等の規定に基づいて、本市と事業者は、誠意をもって協議する。また、特定事業契約に関する紛争については、水戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本件事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合、本市は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、特定事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 前号により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

### 4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

## 第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の支援

本件事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置は行わない。

### 2 財政上及び金融上の支援

本件事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援は行わない。

### 3 その他

本市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

## 第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

本市は、地方自治法に基づき、建設工事請負契約について、市議会の議決を経るものとする。

### 2 情報提供及び情報公開

本件事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページ等を通じて行う。また、情報公開は関係法令等に基づき行う。

### 3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

### 4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

|             |   |   |
|-------------|---|---|
| 事 務 局       | : | 水戸市 市民環境部 ごみ対策課 新ごみ処理施設整備室<br>(平成 27 年 4 月 1 日以降は、水戸市 生活環境部 新ごみ<br>処理施設整備課とする。) |
| 所 在 地       | : | 〒310-8610 水戸市中央 1-4-1   |
| T E L       | : | 029-224-1111 (内線 394)   |
| F A X       | : | 029-232-9297  |
| E - m a i l | : | garbage-seibi@city.mito.lg.jp   |
| ホームページ      | : | <a href="http://www.city.mito.lg.jp/">http://www.city.mito.lg.jp/</a>           |

水戸市長 高橋 靖 あて

### 実施方針に対する質問・意見書

「水戸市新清掃工場整備・運営事業」の実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

|        |        |  |
|--------|--------|--|
| 質問・意見者 | 会社名    |  |
|        | 所属     |  |
|        | 担当者名   |  |
|        | TEL    |  |
|        | FAX    |  |
|        | E-mail |  |

(1) 実施方針に対する質問

(記載例)

|     |      |   |       |     |     |       | 総質問数 | 問 |
|-----|------|---|-------|-----|-----|-------|------|---|
| No. | 資料名  | 頁 | 大項目   | 中項目 | 小項目 | 項目名   | 内容   |   |
| 1   | 実施方針 | 1 | 第 1 章 | 1   | (5) | 事業の目的 |      |   |
|     |      |   |       |     |     |       |      |   |
|     |      |   |       |     |     |       |      |   |

(2) 実施方針に対する意見

(記載例)

|     |      |   |       |     |     |       | 総意見数 | 問 |
|-----|------|---|-------|-----|-----|-------|------|---|
| No. | 資料名  | 頁 | 大項目   | 中項目 | 小項目 | 項目名   | 内容   |   |
| 1   | 実施方針 | 1 | 第 1 章 | 1   | (5) | 事業の目的 |      |   |
|     |      |   |       |     |     |       |      |   |
|     |      |   |       |     |     |       |      |   |

※1：質問・意見は、本様式 1 行につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。

※3：本様式の MS-Excel データは、水戸市ホームページにおいてダウンロードすることができる。

ホームページアドレス <http://www.city.mito.lg.jp/>

別紙1 用語の定義（本文中に※印が記載された用語）

（五十音順）

| 行  | 用語           | 定義   |
|----|--------------|--|
| ア行 | 受入対象物        | 本市内から排出され、本市（直営）、委託業者、許可業者、排出事業者又は市民が新清掃工場に直接搬入する搬入物を総称していう。   |
|    | 運營業務         | 本件事業のうち、新清掃工場の運営（運転、維持管理、補修、更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。   |
|    | 運營業務委託契約     | 本市と運営事業者が締結する水戸市新清掃工場運營業務委託契約書に基づく契約をいう。   |
|    | 運營業務委託契約書（案） | 入札公告時に配付する「水戸市新清掃工場運營業務委託契約書（案）」をいう。   |
|    | 運営事業者        | 落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、新清掃工場の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、新清掃工場の運營業務を担当する者をいう。   |
| カ行 | 可燃残さ         | リサイクルセンターから発生する破砕可燃物及び可燃性資源化不適物を総称していう。  |
|    | 企業グループ       | 本件事業の入札に一体として参加する企業の集合体をいう。  |
|    | 基本協定         | 本件事業開始のための基本的事項に係る本市と落札者の間で締結される水戸市新清掃工場整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。   |
|    | 基本協定書（案）     | 入札公告時に配付する「水戸市新清掃工場整備・運営事業基本協定書（案）」をいう。  |
|    | 基本契約         | 本件事業の実施に際し、本市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める水戸市新清掃工場整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。  |
|    | 基本契約書（案）     | 入札公告時に配付する「水戸市新清掃工場整備・運営事業基本契約書（案）」をいう。  |
|    | 協力企業         | 構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本件事業の実施に際して、設計・建設業務又は運營業務のうちの一部を請負い、又は受託することを予定している者をいう。  |
|    | 建設工事請負契約     | 本市と建設事業者が締結する水戸市新清掃工場建設工事請負契約書に基づく契約をいう。   |
|    | 建設工事請負契約書（案） | 入札公告時に配付する「水戸市新清掃工場建設工事請負契約書（案）」をいう。   |
|    | 建設事業者        | 本件事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。  |
|    | 建築物          | 新清掃工場のうち、プラント設備を除く設備及び建物を総称していう。   |
|    | 工場棟          | ごみ焼却施設工場棟とリサイクルセンター工場棟を総称していう。   |
|    | 構成員          | 構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。  |
|    | 構成企業         | 構成員と協力企業の総称をいう。  |
| サ行 | ごみ焼却施設       | 新清掃工場を構成する施設のうち、燃えるごみ、可燃性粗大ごみ、リサイクルセンターからの可燃残さ等を処理対象物として焼却処理するための燃えるごみ等処理施設の総称とし、入札説明書等において示すごみ焼却施設の工事範囲に設置される、ごみ焼却施設工場棟、屋外開閉所、スラグ用ストックヤード、洗車場及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。 |
|    | ごみ焼却施設工場棟    | 新清掃工場の建物のうち、ごみ焼却施設のプラント設備等を備えた建物をいう。   |
|    | 最終処分物        | 新清掃工場における処理に伴って発生し、最終処分場に運搬される、処理不適物、処理困難物、飛灰処理物を総称していう。なお、不燃残さを、最終処分するか否かは、入札参加者の提案によるものとする。  |
|    | 事業者          | 建設事業者及び運営事業者を総称していう。なお、主灰を外部資源化する処理方式の場合は、主灰資源化事業者を含む。   |
|    | 資源化不適物       | リサイクルセンターで選別したもののうち、資源化ができない不適物をいう。なお、資源化不適物のうち、可燃性のものを可燃性資源化不適物、不燃性のものを不燃性資源化不適物という。  |
|    | 資源物          | 新清掃工場における処理等に伴って発生したもののうち、主灰、スラグ、メタルを除き資源化されるものをいう。  |
|    | 主灰資源化業務委託契約  | 本市と主灰資源化事業者が締結する水戸市新清掃工場整備・運営事業主灰資源化業務委託契約書に基づく契約をいう。  |

| 行  | 用語              | 定義  |
|----|-----------------|---|
|    | 主灰資源化業務委託契約書(案) | 入札公告時に配付する「水戸市新清掃工場整備・運営事業主灰資源化業務委託契約書(案)」をいう。  |
|    | 主灰資源化事業者        | ごみ焼却施設から発生する主灰を提案する主灰資源化施設(新清掃工場以外)にて資源化する者をいう。   |
|    | 主灰資源化物          | 主灰資源化事業者により生成される生成物をいう。   |
| サ行 | 循環型社会形成推進交付金    | 市町村(一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。)が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために作成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。  |
|    | 焼却処理            | ごみ焼却施設における処理を指し、ストーカ方式(主灰の外部資源化)における燃えるごみ等の焼却、ストーカ方式(灰溶融)、シャフト式ガス化溶融方式又は流動床式ガス化溶融方式における燃えるごみ等の焼却溶融を総称していう。  |
|    | 処理困難物           | 危険物、特定家電製品、パソコン等、本市では収集しないごみを総称していう。  |
|    | 処理対象物           | 受入対象物のうち、処理困難物を除いたものを総称していう。  |
|    | 処理不適物           | 焼却処理、破碎・選別処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。   |
|    | ストックヤード         | 鉄類ストックヤード、アルミ類ストックヤード、カレットストックヤード、缶類ストックヤード、ペットボトルストックヤード、プラスチック製容器包装類ストックヤード、白色トレイストックヤード、紙類ストックヤード、不適物ストックヤード及び一時保管用ストックヤード等、リサイクルセンターにて設置するストックヤードを総称していう。   |
|    | スラグ             | ごみ焼却施設の溶融炉から取りだされる溶融固化物をいう。   |
|    | 設計・建設業務         | 本件事業のうち、新清掃工場の設計・建設に係る業務をいう。  |
| タ行 | 特定事業契約          | 本件事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、主灰資源化業務委託契約を総称して又は個別にいう。  |
| ナ行 | 入札参加者           | 本件事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。  |
|    | 入札説明書           | 入札公告時に配付する「水戸市新清掃工場整備・運営事業入札説明書」をいう。  |
|    | 入札説明書等          | 本市が本件事業の実施に際して入札公告時に配付する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運営業務委託契約書(案)、主灰資源化業務委託契約書(案)その他これらに付随し、又は関連する書類を総称して又は個別にいう。                     |
|    | 入札提案書類          | 入札参加者が本件事業の応募に際し、本市に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。  |
| ハ行 | 破碎可燃物           | リサイクルセンターからの処理残さのうち可燃性のものをいう。   |
|    | 破碎不燃物           | リサイクルセンターからの処理残さのうち不燃性のものをいう。   |
|    | 不燃残さ            | リサイクルセンターから発生する破碎不燃物及び不燃性資源化不適物を総称していう。   |
|    | プラント設備          | 新清掃工場の設備のうち、処理対象物を焼却処理又は破碎、選別、保管するために必要な全ての設備(機械設備・電気設備・計装制御設備等を含むが、これに限らない。)を総称していう。   |
| マ行 | メタル             | ごみ焼却施設の溶融炉から取りだされる合金をいう。  |
| ヤ行 | 要求水準書           | 入札公告時に配付する「水戸市新清掃工場整備・運営事業要求水準書」をいう。  |
| ラ行 | 落札者             | 入札参加者の中から本件事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本件事業を実施する者をいう。  |
|    | 落札者決定基準         | 入札公告時に配付する「水戸市新清掃工場整備・運営事業落札者決定基準」をいう。  |
|    | リサイクルセンター       | 新清掃工場のうち、燃えないごみ及び不燃性粗大ごみ等を処理対象物として破碎、選別処理する破碎設備、資源物を選別、圧縮、梱包する選別設備、資源物等を一時保管する保管設備を有する施設の総称とし、入札説明書等において示すリサイクルセンターの工事範囲に設置されるストックヤード、計量棟及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。 |
|    | リサイクルセンター工場棟    | 新清掃工場の建物のうち、リサイクルセンターのプラント設備等を備えた建物をいう。   |

別紙2 本件事業の事業スキームの概要

|             | ガス化溶融方式(シャフト式又は流動床式)<br>ストーカ方式(灰溶融)          | ストーカ方式(主灰の外部資源化)                 |   |
|-------------|--|----------------------------------|---|
| スキーム図(簡易)   |  |                                  |   |
| 特定事業契約      | 基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約                       | 左記に加えて主灰資源化業務委託契約                |   |
| 市の支払対価      | 設計・建設費、運営業務委託料                               | 左記に加えて主灰資源化業務委託料                 |   |
| 運営事業者への出資義務 | 落札者の構成員                                      | 左記と同様                            |   |
| 民間事業者の収入    | 建設事業者  | 本市から支払われる設計・建設費                  | 左記と同様                                   |
|             | 運営事業者  | 本市から支払われる運営業務委託料<br>スラグ・メタルの売却収入 | 本市から支払われる運営業務委託料                        |
|             | 主灰資源化事業者                                     | —                                | 本市から支払われる主灰資源化業務委託料<br>主灰から生成した資源物の売却収入 |
| その他         | 売電収入、リサイクルセンターから発生する鉄、アルミ等の資源物の売却収入は、市に帰属する。 |                                  |   |



別紙3 リスク分担表（案）

| 段階         | リスクの種類   | リスクの内容   | 分担 |     |
|------------|--|--|----|-----|
|            |  |  | 本市 | 事業者 |
| 共通         | 計画変更   | 事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの   | ○  |     |
|            | 資金調達   | 事業の実施に必要な資金調達に関するもの  | ○  |     |
|            |  | 交付金の見込み違いによるもの   | ○  |     |
|            |  | 事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないもの又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの         |    | ○   |
|            |  | その他の事由により予定していた交付金額が交付されないもの又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの         | ○  |     |
|            | 契約締結   | 本市の事由により、事業者と契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合                            | ○  |     |
|            |  | 事業者の事由により、本市と契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合                            |    | ○   |
|            | 政策変更   | 本市に関わる政策の変更(本事業に直接的影響を及ぼすもの)                                     | ○  |     |
|            | 法令等変更(税制変更を含む)                                     | 事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更   | ○  |     |
|            |  | 上記以外の法令等の新設・変更   |    | ○   |
|            | 許認可取得  | 本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの   | ○  |     |
|            |  | 事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの  |    | ○   |
|            | 第三者賠償  | 新清掃工場の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等                                     |    | ○   |
|            |  | 事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害                                    |    | ○   |
|            | 住民対応   | 事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟<br>事業者が行う調査・設計・工事・維持管理・運営に関わる住民反対運動、訴訟 | ○  | ○   |
|            | 周辺環境の保全  | 事業者の業務に起因する環境の破壊   |    | ○   |
|            | 債務不履行  | 本市による債務不履行   | ○  |     |
|            |  | 事業者による債務不履行  |    | ○   |
|            | 事業破綻   | 事業者の財務に関するもの   |    | ○   |
|            | 土地の瑕疵  | 土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの  | ○  |     |
| 物価変動       | 物価変動に係る費用の増大 <sup>注1</sup>                         | ○  | △  |     |
| 技術革新による陳腐化 | 提案システムが供用開始までに技術的に陳腐化した場合                          |  | ○  |     |
|            | 提案システムが供用中に技術的に陳腐化した場合 <sup>注2</sup>               | △  | △  |     |
| 不可抗力       | 天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの <sup>注3</sup> | ○  | △  |     |
| 設計段階       | 測量・調査  | 本市が実施した測量・調査に関するもの   | ○  |     |
|            |  | 事業者が実施した測量・調査に関するもの  |    | ○   |
|            | 設計変更   | 本市の指示の不備、変更によるもの   | ○  |     |
|            |  | 事業者の判断の不備によるもの   |    | ○   |
| 応募         | 提案書作成の費用負担   |  | ○  |     |
| 用地取得       | 当該事業用地の確保に関するもの                                    | ○  |    |     |
| 建設段階       | 完工   | 本市に起因する工事遅延によるもの   | ○  |     |
|            |  | 事業者に起因する工事遅延によるもの  |    | ○   |
|            | 建設費超過  | 本市の指示による工事費の増大   | ○  |     |
|            |  | 上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の工事費の増大                                   |    | ○   |
|            | 施工管理（工事による一般的損害）                                   | 施工管理に関するもの、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害                               |    | ○   |
| 要求水準の未達    | 要求水準の未達（施工不良を含む。）                                  |  | ○  |     |
| 施設損傷       | 工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害                            |  | ○  |     |

| 段階   | リスクの種類                     | リスクの内容  | 分担   |     |   |
|--|----------------------------|---|--|-----|---|
|  |                            |   | 本市   | 事業者 |   |
| 運営段階   | 運営一般                       | 支払い遅延・不能  | 本市の支払い遅延・不能に関するもの  | ○   |   |
|  |                            | ごみ量変動   | 計画した廃棄物量が確保できない <sup>注4</sup>                            | ○   | △ |
|  |                            | ごみ質変動   | 計画した廃棄物質が確保できない <sup>注5</sup>                            | ○   | △ |
|  |                            | 搬入管理  | 新清掃工場へのごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害         |     | ○ |
|  |                            |   | 上記以外   | ○   |   |
|  |                            | 運営費上昇   | 本市の指示等による運営費の増大  | ○   |   |
|  |                            |   | 上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による運営費の増大（物価変動によるものは除く。）       |     | ○ |
|  |                            | 施設損傷  | 本市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く。）           | ○   |   |
|  | 事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷 |   |  | ○   |   |
|  | 要求水準の未達                    | 要求水準の未達（施工不良を含む。）   |  | ○   |   |
|  | 発電収入の変動                    | 電力会社の売電単価変更による発電収入の変動   | ○  |     |   |
|  |                            | 事業者の事由による売電収入の変動  |  | ○   |   |
|  | 残さ運搬                       | 残さ量の変動  | 計画処理量及び計画ごみ質の範囲内の処理対象物を処理した場合において、残さの量が変動した場合における運搬費用の変動 |     | ○ |
| 計画処理量及び計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物を処理した場合において、残さの量が著しく変動した場合における運搬費用の変動 |                            |   | ○  |     |   |
| 残さ資源化  | 残さ量・質の変動                   | 計画処理量及び計画ごみ質の範囲内の処理対象物を処理した場合において、残さの性状又は量が変動した場合における資源化費用の変動       |  | ○   |   |
|  |                            | 計画処理量及び計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物を処理した場合において、残さの性状又は量が著しく変動した場合における資源化費用の変動 | ○  |     |   |
| 事業終了時  | 施設の健全性                     | 事業期間満了時における要求水準の保持  |  | ○   |   |
|  | 終了手続き                      | 終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等                             |  | ○   |   |

○主分担、△従分担

表中の「注」については以下に示すとおりである。

注1：物価変動については、一定程度（現段階では1.5%を想定。）までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。

注2：技術革新による陳腐化を改善するために改良保全等を実施した際に、改善される内容等により負担する費用等の割合が異なる。

注3：不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度（当該年度における業務委託料等の1/100を想定）までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。

注4：ごみ量変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。

注5：ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による運營業務委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。

※：本リスク分担表は、本件事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に入札説明書等において示す。

別紙4 位置図

